

定款記載事項及び登記する事業の目的について

障害福祉サービス事業者等としての指定申請を行う際には、提出いただく定款及び登記事項全部証明書に、申請に係る事業についての記載が必要となりますので、下記の例を参考にしてください。

なお、定款等の変更に際しては、必ず法人所轄庁にご相談いただきますようお願いいたします。

1. 障害者支援施設の指定を受ける場合の表記例

(1) 社会福祉法人

「障害者支援施設の経営」

(2) 社会福祉法人以外の法人

原則として国、地方自治体又は社会福祉法人以外の法人は、第一種社会福祉事業である障害者支援施設を設置することはできません。

2. 障害福祉サービス事業等の指定を受ける場合の表記例

(1) 社会福祉法人

「障害福祉サービス事業の経営」、「障害児通所支援事業の経営」

(2) その他の法人（特定非営利活動法人、一般社団法人、株式会社、有限会社、合同会社等）

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業」

「児童福祉法に基づく障害児通所支援事業」

※ 1：上記は、最も事業を広く取り扱える表現としての例です。

【障害福祉サービス事業の範囲】

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助

【障害児通所支援事業】

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問型児童発達支援

※ 2：既に事業名を記載しており、他の障害福祉サービス事業を追加指定する場合は、その事業名を別途記載する必要がありますので、ご注意ください。

※ 3：就労継続支援 A 型事業を行う場合は、専ら社会福祉事業を行う法人でなければならないため、それ以外の目的が記載されていないことが要件となります。

3. 相談支援事業の指定を受ける場合の表記例

(1) 社会福祉法人

「一般相談支援事業の経営」、「特定相談支援事業の経営」、「障害児相談支援事業の経営」

(2) その他の法人（特定非営利活動法人、一般社団法人、株式会社、有限会社、合同会社等）

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業」

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業」

「児童福祉法に基づく障害児相談支援事業」

※ 1 : 本市では、障害児相談支援事業の指定を受けるためには、特定相談支援事業の指定も受けていただく必要があるため、特定相談支援事業と障害児相談支援事業の両方の事業を記載してください。